

「特定口座に係る上場株式等信用取引約款」の改正について 新旧対照表

(二重線部分変更)

新	旧
第1条 ～ 第6条 (現行どおり) (契約の解除) 第7条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 1 ～ 3 (現行どおり) <u>4 当社保護預り約款第16条に該当した場合、上記1～3の手続きを行わず、契約を解除することがあります。</u> 第8条 ～ 第10条 (現行どおり) (削 除) 以 上 (2021. 5. 改訂)	第1条 ～ 第6条 (省 略) (契約の解除) 第7条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 1 ～ 3 (省 略) (新 設) 第8条 ～ 第10条 (省 略) (附則) <u>この約款は、平成15年1月1日より適用されます。また、平成14年9月1日から平成14年12月末までの間、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成14年法律第15号)附則第13条第3項の規定により、申込者が特定口座開設届出書の提出をする場合も同意されたものとします。</u> <u>この約款は、平成30年12月10日より適用されます。</u> 以 上 (2018. 12. 10 改定)